

長野県総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）（以下「法」という。）第1条4の規定に基づき設置する長野県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会議の招集は、知事が会議の開催日時、場所及び協議等を行う事項をあらかじめ教育委員会に通知して行う。

（議事録）

第3条 知事は会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

（事務局）

第4条 会議の事務局を長野県県民文化部県民の学び支援課に置く。

（補足）

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が定める。

附則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。